

# ふれあい花壇事業実施要領

## （趣旨）

第1条 この要領は、船橋市（以下「市」という。）が地域住民の協力を得て実施するふれあい花壇事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

## （花壇の設置）

第2条 花壇の設置箇所は、設置申し込みのあった公園等の中から選定し、原則として市が設置する。

## （申請・承認）

第3条 花壇の管理を行おうとする団体は、「ふれあい花壇申請書」（様式1）により申請を行うものとする。

2. 前項の申請があった場合は、以下の各項を満たすときは、「ふれあい花壇承認書」（様式2）により承認する。

## （管理団体）

第4条 花壇を管理する団体（以下「管理団体」という。）は、原則として花壇を設置する公園等を市から清掃委託されている団体又は当該団体に属している5人以上のグループとする。

2. 管理団体は、承認を受けた事項に変更が生じたときは、ふれあい花壇承認事項変更届（様式3）を速やかに提出すること。

## （苗等の配布）

第5条 市は管理団体に対し花の苗を配布する。

2. 市は必要に応じて肥料を配布する。  
3. 配布時期は、春と秋の年2回とする。

## （花壇の維持管理）

第6条 管理団体は市から配布された苗を定植し、花壇の維持管理をする。

## （解除）

第7条 管理団体は、花壇の管理ができなくなった時は、速やかに市にふれあい花壇辞退届（様式4）にて申し出るものとする。

2. 管理団体が、花壇の維持管理を履行しなかったとき。

( 履行の確保 )

第 8 条 市は必要に応じて事業上の指導、助言を行う。

( 安全の確保 )

第 9 条 作業にあたっては、団体が責任をもって事故や怪我がないように安全には十分注意して実施すること。なお、事故、怪我等については管理団体が責任を持って処理すること。

( その他 )

第 10 条 この要領に定めるもののほか、事業の実績に関し必要な事項は、市と管理団体代表者が協議のうえ定める。

平成 24 年 10 月 1 日 施行  
令和 3 年 5 月 17 日 改訂

第1号様式

## ふれあい花壇申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

花壇の管理をしたいので、次のとおり申請いたします。

施 設 名 \_\_\_\_\_

管理団体名 \_\_\_\_\_

管理する人 氏 名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

他 \_\_\_\_\_ 人

5人を超える場合は人数を記入してください

第2号様式

## ふれあい花壇承認書

年 月 日

様

船橋市長

ふれあい花壇の管理について、次のとおり承認いたします。

施設名 \_\_\_\_\_

管理団体名 \_\_\_\_\_

### 条件又は指示事項

1. 承認を受けた事項に変更が生じたときは、ふれあい花壇承認事項変更届(第3号様式)を提出すること。
2. 花壇の管理ができなくなった時は、速やかに市にふれあい花壇辞退届(第4号様式)にて申し出ること。
3. 作業にあたっては、団体が責任をもって事故や怪我がないように安全には十分注意して実施すること。

第3号様式

## ふれあい花壇承認事項変更届

年 月 日

船橋市長 あて

届出者 住 所 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

ふれあい花壇の承認を受けた事項を変更したいので、次のとおり届出いたします。

施 設 名 \_\_\_\_\_

### 変更しようとする事項

代表者の変更 新代表者 ( 住 所 \_\_\_\_\_ )  
( 氏 名 \_\_\_\_\_ )  
( 連絡先 \_\_\_\_\_ )

旧代表者 ( 住 所 \_\_\_\_\_ )  
( 氏 名 \_\_\_\_\_ )  
( 連絡先 \_\_\_\_\_ )

その他の変更 変 更 前 ( \_\_\_\_\_ )

変 更 後 ( \_\_\_\_\_ )

変更理由 1. 任期満了のため  
2. その他 ( \_\_\_\_\_ )

第4号様式

## ふれあい花壇辞退届

年 月 日

船橋市長 あて

届出者 住 所 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

ふれあい花壇を辞退したいので、次のとおり届出いたします。

施 設 名 \_\_\_\_\_

辞退の理由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_